

朝鮮戦争以前におけるアメリカの日本再軍備構想（二）

増田弘

- 一、はじめに
- 二、日本再軍備構想の始動段階……一九四八年
 - 1、ロイヤルの日本再軍備構想
 - 2、ケナンとNSC一三
 - 3、マッカーサーの抵抗
- 三、日本再軍備構想の修正段階……一九四九年
 - 1、JCSの介入とNSC四四
 - 2、国務省の介入とNSC四九
 - 3、再軍備計画をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立……（以上本号）
- 四、日本再軍備構想の実施段階……一九五〇年
 - 1、平和条約をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立
 - 2、ダレスの介入と調停
 - 3、朝鮮戦争勃発と日本再軍備の開始
- 五、おわりに……（七二巻五号）

一、はじめに

朝鮮戦争勃発から一三日を経た一九五〇年七月八日、米極東軍總司令官（CINCFE）兼連合国最高司令官（SCAP）であるマッカーサー（Douglas MacArthur）元帥は、吉田茂首相へ書簡を送り、七万五千名の警察予備隊の創設と海上警備隊八千名の増員を指令した。この指令こそ、広く知られるとおり、日本再軍備の起点となるものであった。

しかしマッカーサー自身は、ワシントンの陸軍省、国防省、統合参謀本部（JCS）が主導する日本の再軍備計画のみならず、警察力の拡充方針に対しても一貫して反対の立場を取ってきた。つまりアメリカ政府が、米ソ冷戦の急展開や極東情勢の悪化ばかりか、インフレが猛威を震う日本経済の深刻な状況をとらえ、従来のポツダム宣言に立脚した日本の非軍事化・民主化路線を後退させ、代わって日本の経済的自立化・同盟国化路線、ひいては日本再軍備構想を推進しようとしたが、マッカーサーは、ソ連の対日侵略の可能性を否定し、中国の共産主義化や日本共産党の政治的進出を危惧せず、日本の中立化・非同盟国化を強調するなど、ワシントンの主張に耳を傾けようとしなかった。結局北朝鮮軍による突発的な侵攻という緊急事態がマッカーサーの頑固な態度を翻意させたわけである。

では一体アメリカ政府・軍部の日本再軍備構想とはどのようなものであったのか。なぜマッカーサーはそれに異論を唱え続けたのか。そして警察予備隊の創設という結果を戦後史の中にどう位置づけるべきなのか。

そこで本稿では、対日占領政策転換の端緒ともいえる一九四八年一月の「ロイヤル演説」から、一九五〇年七月の右記「マッカーサー指令」に至る約二年半を研究上の対象期間とし、アメリカ側（國務省、陸軍省、国防省、JCS、国家安全保障會議（NSC）、GHQ/SCAPなど）の公開された関連文書を分析・考察し、アメリ

カの日本再軍備構想の実態を始動・修正・実施の三段階に区分して説明する。⁽¹⁾ その場合、ワシントン（アメリカ政府・軍部）と東京（マッカーサー）間の対立、国務省と陸軍省・国防省間の対立、あるいは政府と軍部間の対立といった複雑な状況に留意する。

本テーマに関しては、先行研究として、古関彰一「冷戦政策における日本再軍備の基本的性格」（歴史学研究会編『歴史学研究別冊特集』青木書店、一九七八年十一月刊所収）⁽²⁾ および三浦陽一「日本再武装への道程 1945～1950年」（『歴史学研究』第五四五号、一九八五年九月号所収）の両論文がある。古関論文の功績は、同時期におけるアメリカ政府部内の日本再軍備計画（政策）の過程を本格的に解明し、再軍備、とりわけ警察予備隊の基本的性格を明らかにしたことである。つまり、従来の占領史学がマッカーサー指令以前におけるワシントンの動向をほとんど欠落させていたが、古関論文はその死角に光を照射したわけである。⁽³⁾ しかしながら同論文は、アメリカ側の関係資料を網羅的に収集しているとはいえない難く、したがって事実の叙述に空白部分や濃淡が見られ、そのことが全体の推移への分析や考察および結論に負の影響を及ぼしたと思われる。⁽⁴⁾ 三浦論文は、古関論文のこの空白部分を埋めると同時に、日本政府と再軍備との関連などに新解釈を加えているが、再軍備構想と講和（完全保障）問題との接続という視点が欠落しているなど、依然事実関係の叙述が不十分である。⁽⁵⁾

小論では、古関・三浦両論文や大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集』全三巻（三一書房、一九九一年刊）をはじめとする関連研究⁽⁶⁾を踏まえながら、アメリカにおける日本再軍備過程の全貌を明らかにする。

（１）米国立公文書館にて収集した文書は次のとおり。①RG59（国務省）—Office of Northeast Asian Affairs; Office of Public Opinion (Schuyler Foster Files); Division of Research, Far East; Mutual Defense Assistance Program; Policy Planning Staff, State-NSC, 1936-62; Foreign Relations of the U. S.; Japanese Peace Treaty Files of John Foster Dulles, 1947-52; State Department Central Files, ②R0044（同）—Foreign Service Posts

of the Department of State U. S. Political Advisor for Japan, ③Records (Zoo) — National Security Council, ④Records (Tso) — Joint Chiefs of Staff, ⑤Records (陸軍省) — Army Staff, Operations Records of the Assistant Chief of Staff, Army, ⑥Records (sova) Supreme Commander for the Allied Powers, ⑦Records (陸軍省) — Office of the Secretary of the Army, ⑧The Harry S. Truman Presidential Library, Independence; The William J. Sebald Collection at the Nimitz Library of The U. S. Naval Academy, Annapolis; The Douglas MacArthur Memorial Archives and Library, Norfolk; The U. S. Army Military History Institute, Carlisle; The John Foster Dulles Collection at the Seeley G. Mudd Manuscript Library, Princeton University; The Library of Congress から関係文書を集めた。

※ Hiroshi Masuda edited, *REARMAMENT OF JAPAN*, Part One, 1947-1952, published by Congressional Information Service, Inc. and Maruzen Co., 1998 が、上記資料を含め、マイクロ・フィルム化して刊行されている。

(2) 古関氏は、「米国における占領下日本再軍備計画」(『法律時報』第四八巻第一〇号、一九七六年九月刊所収)をも執筆しているが、論旨は前掲論文とほとんど重複している。

(3) たとえば F・コワルスキー著(勝山金次郎訳)『日本再軍備』(サイマル出版会、一九六九年刊)、秦郁彦著『史録 日本再軍備』(文芸春秋、一九七六年刊)、大蔵省財政史室編『昭和財政史・終戦から講和まで 3 アメリカの対日占領政策』(東洋経済新報社、一九七六年刊)など。

(4) 同論文では、一九四九年および五〇年における国務省、国防省(陸軍省を含む)の動向についての記述が簡略すぎる。また「コワルスキーのいうような警察予備隊を日本陸軍の基礎にするといった事実はない」、当時アメリカは日本再軍備の方向について確たる方針をもっておらず、朝鮮戦争勃発直前まで政府部内の方針は不一致であった(一六二頁)、「サ条約」さらには安保一行政協定の基本的骨子は、朝鮮戦争の勃発とともに、どちらかといえば軍部主導で進められ、一九五〇年一〇月段階でほぼ完成した(一六四頁)との結論は誤りである。

(5) 同論文は、一九四七年夏における国務省・政策企画室(PPS)の日本治安機構再編構想がワシントンの日本再軍備計画の端緒であり、それが日本政府(芦田メモ)と一体化して、結局安保条約と警察予備隊警察軍へと具体化していった旨論考しているが、ケナンの回想録および PPS 会議録からは三浦氏が指摘するほどの確たる事実はない。

い。全体の文脈からすれば、やはり陸軍省・国防省・JCSが終始主導権を握っていたと考えるべきである。

(6) 五十嵐武士著『対日講和と冷戦 戦後日米関係の形成』（東京大学出版会、一九八六年刊）、植村秀樹著『再軍備と五五年体制』（木鐸社、一九九五年刊）、読売新聞戦後史班編『昭和戦後史・「再軍備」の軌跡』（読売新聞社、一九八二年刊）など。

二、日本再軍備構想の始動段階……一九四八年

1、ロイヤルの日本再軍備構想

一九四八年一月六日、ロイヤル (Kenneth C. Royall) 陸軍長官はサンフランシスコで重要な演説を行った。その中で彼は、占領初期の目標が概ね達成されたこと、日本の政治的安定のために「健全な自立経済」が必要であること、アメリカは永久に年々数億ドルを占領地救済のために注入できないこと、今や世界の政治・経済・軍事面に新しい情勢が生じており、当初の非軍事化の考え方と経済的自立化という新しい目的との間に摩擦が生じていることを指摘した上で、われわれの確固たる目的は「日本が自立すると同時に、今後極東で生じるであろう全体主義的戦争の脅威に対する抑止的存在として十分役立つような強力かつ安定した自立的な民主主義を建設する」ことにあると明言した。⁽¹⁾

すでに一九四七年夏頃より、アメリカ政府部内では対日講和問題に絡んだ占領方針見直しの動きが起こっていたが、周知のとおり、このロイヤル演説は従来の非軍事化・民主化の方針を転換する可能性を表明した端緒であった。ただしこのような見解は決してロイヤル個人に止まらず、フォレストル (James V. Forrestal) 国防長官、ドレイパー (William H. Draper, Jr.) 陸軍次官、サリヴァン (John L. Sullivan) 海軍長官ら彼周辺の政府首脳の

総意でもあったことに留意しなければならない。⁽²⁾

さて翌二月二十四日、フォレストルはロイヤルへ書簡を送り、日本とドイツ両国の限定的再軍備 (limited military armament) に関する調査・研究を行うよう指示した。⁽³⁾ この指示こそ日本再軍備構想の始点であった。早速、陸軍省計画作战部 (POD) が検討を開始し、二か月半をかけて報告書をまとめた。そこで五月一八日、ロイヤルは日本のみに関する回答 (主題「日本の限定的再軍備 (United Military Armament for Japan)」) をフォレストル宛に送付した。⁽⁴⁾

その骨子は、第一に「日本の警察については現行の国家地方警察と海上保安庁の補強と拡充によって強化されることが望ましい」が、第二に「限定的な日本の再軍備を認めることは今後長期にわたって望ましくない」、しかし第三に「近い将来の戦争に備えて日本を防衛するため、削減される米軍を支援するために日本の人的資源を利用する計画を現在立てておくことは必要かもしれない」ということであった。

ではなぜ警察力の強化が肯定され、再軍備化が否定されるのか。いわく、軍事的観点からすれば、「日本の再軍備は望ましい」。なぜなら日本防衛を日米両国が分担することになり、米軍兵力を節約できるからである。反面、日本の再軍備化は、たとえ限定的であれ、「現時点」では、①日本経済の悪化、②日本憲法の改正、③ポツダム宣言との矛盾、④極東委員会 (FEC) 諸国の反対をもたらすため、「実現不可能であり、また望ましいものではない」。むしろ現時点で可能な現実的手段は、警察力の強化、つまり「市民警察の拡大および海上警察の創設」であり、市民警察が国家地方警察として着実に拡大すれば、また沿岸警察が創設されれば、占領軍を支援できることになり、のちの日本の軍事力の組織化に貢献するだろう。

要するに、極東地域で共産主義の拡大を防止するだけでなく、「日本の進路が引き続きアメリカとともにあり、戦略上重要な日本本土が我々の統制下に止まること」を最重要視するアメリカとしては、様々な障害を抱える日

本の再軍備化よりも、無難な警察力の拡充の方を選択せざるをえなかったわけである。

半面、この文書は、占領軍の撤退に合わせた「限定的な日本再軍備計画」が今用意されるべきことを強調していた。限定的な軍隊とは、①小規模で軽武装の二、三〇万程度であり、②アメリカにより編成・訓練・監督される、③国内の治安維持と、外部からの武力攻撃に対する地域的な防衛と、国家的威信の回復に貢献する目的をもつ、と具体的に定められた。そして、もしこの程度の軍備であれば、①アメリカは一八〇日から二七〇日以内に、歩兵部隊用の兵器・弾薬・装備の輸送・通信設備を提供できる、②近隣諸国にとっての脅威にならないであろう、③日本防衛面での米軍兵力を節約できる、と見通しを立てた。

さらに以下のような利点を列挙した。①日本の軍国主義の再現を阻止し、日本からの侵略を恐れる諸国の不安を和らげるであろう。②現在日本には直ちに召集可能な軍隊経験者一〇〇万人がいる。③ソ連の拡大政策から日本は逃れることができる。④歴史的経験に照らして、敗戦国（つまり日本）は戦勝国によって課せられる軍備制限に従うことはない。⑤日本の限定的再軍備に対して、ソ連をはじめ、中国、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランドが反対するであろうが、もしソ連の脅威が増大し、また日本再軍備への厳しい統制がなされるならば、他の関係諸国は反対を翻すこともありうる。⑥ソ連の侵略に不安感を抱く日本人は、安全保障が確保されること、国家的威信が高まること等の理由から、アメリカの再軍備案に対して全面的に賛成するはずである。

ここでは全般的に楽観的解釈がみられるものの、右のような利便性から、将来における限定的再軍備の実施を全面的に肯定した。

ただし現時点では、先述のとおり、「日本に警察軍（constabulary）レベル以上の軍事組織を創ることは憲法が違法」としているため、当面は「警察力が国内の治安維持のために必要である。日本が一二万五千という許容限度まで行けば、国内秩序を維持できるだろう。しかしそれだけでは外国からの侵略に対処できない。たとえば市

民警察を二〇万まで増強し、現在の国家地方警察三万を含む、緊急機動隊 (emergency mobile forces) 約一〇万を組織する必要がある。そのような増加は日本憲法と占領軍指令の枠内で直ちに法的に実施できる」。そして「強化された警察力は、将来における日本の軍事組織創設の媒体となるものであり、その際の兵員登録の促進につながる」し、「市民警察の場合と同様に、日本の沿岸警備に当たる警察は、日本国憲法と占領軍指令の枠内で、迅速かつ合法的に設置できる」という点で好都合とみなされた。

ともかく日本が最終的に軍備を保持する場合、「日本がそれを侵略目的に行使しない」という枠を設定することが肝要であり、日本の限定的再軍備という問題は、アメリカの広範な政治目標と現実とを見極めて判断すべきであり、もし米ソ間に平和が維持されるならば、この問題は（ソ連を加えたものであれ、除外したものであれ）、講和条約あるいはそれに先立つ予備的和解協定の成り行きを待つて為されるのが最良であると勧告していた。

総じてこの文書は、冒頭における再軍備「否定」の文言にも拘わらず、本文の文脈では日本の限定的再軍備自体を否定せず、再軍備計画の早期着手を主唱している。つまり現時点の客観情勢は日本の再軍備を許さないが、それらの条件が改善されるならば、限定的ながら再軍備を実施すべきことを力説したわけである。その意味で、このロイヤル報告こそ、限定的な日本再軍備論の基底をなすものであった。

2、ケナンとNSC 三

この間の三月、国務省政策企画室長のケナン (George F. Kennan) が来日し、マッカーサーと会見した。またやや遅れて東京に到着したドレイパーも加わって、三者協議が行われた。ケナンにとってマッカーサーとの会見目的は対日講和問題に、またドレイパーにとっては日本の経済復興問題にそれぞれ比重が置かれていたとはいえず、日本の再軍備問題についてマッカーサーの意向を質すことも重要な案件に含まれていた。二一日に行われた三者

協議の冒頭、ドレイパーは、「ロイヤル長官が見解をまだ固めたわけではないが、しかし最近の陸軍省では、米占領軍が日本を去る時に間に合うよう、早急に日本に小規模の防衛軍 (a small defensive force) を設立しようと考えてる向きが一般的である」と述べたのに対して、マッカーサーは、平和条約後に日本軍を編成することに「断固反対である」と言明し、その理由として、①極東沿岸諸国は依然日本を恐れている、②日本の再軍備は占領軍当局の基本原則に反する、③日本を再軍備させてもせいぜい五流の軍事国家にしかならない、④日本の経済復興に負の影響を及ぼす、⑤日本人はもはや軍隊の保持を歓迎しないことを挙げて、真正面から日本再軍備の可能性を否定した。⁽⁵⁾

さらにマッカーサーは、平和条約発効後に「占領軍は完全に撤退すべき」であり、条約は、「日本が軍備をもつこと」について、①市民警察、②国内騒乱に対する保障としての小規模の警備隊、③密輸業者に対する沿岸警備のための小規模の沿岸警備隊を除き、「禁止しなければならない。日本はいかなる形態のものであれ、空軍をもつてはならず、また日本資本の民間航空も、民間の航空産業ももつてはならない」と指摘した。⁽⁶⁾

他方、ケナンとドレイパーは前日の二〇日に会合し、日本の安全保障問題に関して、対内的には、共産主義勢力に対抗するためアメリカ連邦警察 (FBI) 型の中央機関を創設すること、対外的には、ドレイパーはソ連の脅威がなくなるまで米軍を日本に駐留させるか、日本に自衛軍を創設するかの二者択一しかなく、後者を探らざるをえないと主張し、今後日本の再軍備を正当化する口実を見出さねばならないと語り合っていた。ケナンはドレイパーとのこのような一致を来日した最大の成果と考えていた。⁽⁷⁾

さてケナンは帰国後直ちに國務長官宛の報告書起草に着手した。三月二五日に提出された「アメリカの対日政策に関する報告」(PPS二八)は、マッカーサーの再軍備反対論を考慮したためか、次のような穏健な内容に止まった。⁽⁸⁾

「II. 安全保障」の第二項「講和後の措置」では、「講和条約の発効に至るまで日本における米戦術部隊は保持すべきである。講和後の日本の軍事的安全保障の措置についてのアメリカの最終的な立場は、講和交渉に当面するまでは決定されるべきではない。(その時点の) 国際情勢および日本の国内安定達成度に鑑みて決定すべきである。その時点でソ連が大きく弱体化し、かつ穩健化していないとき、もしくは日本の社会がまだ政治的な意味で非常な脆弱性を有するとみなされるときは、講和条約を延期し、または日本の限定的再軍備を強く主張すべきであり、この再軍備はアメリカの指導と監督のもとに行うことが好ましい」。また第五項「日本の警察」では、「日本の警察はアメリカの専門家の監督のもとに、FBIの路線に沿って、現有勢力の再強化と装備改善、強力で効果的な沿岸警備隊の創設、及び中央機構の整備により強化されるべきである」。

要するに、第一に、対日講和の状況次第で日本の再軍備を主張すべきこと、第二に、FBIを模倣した日本の警察力の強化と沿岸警備隊の創設を実施すべきことを唱えつつ、前者よりも後者を優先するよう提言したわけである。この点では五月一八日のロイヤル報告の骨子とほぼ合致していた。

他方、東京のマッカーサーのお膝元では、第八軍司令官アイケルバーガー (Robert L. Eichelberger) 中将などが日本再軍備の実現を目指していた。アイケルバーガーは三月一〇日にケナンと会見した際、ケナンが日本の再軍備に積極的であると看取するや、これに勢いを得た彼は、一三日、周囲のスタッフとの間で「日本人部隊を我が部隊の一部として利用する問題が提起された。つまり、連隊の中の大隊、あるいは師団の中の連隊として、さらに師団規模での日本人部隊の利用が提起された。また日本の警察に対する訓練と武装の問題や、我々が現在保有する日本製の小銃を含めた一〇万丁の小銃の弾薬返却の問題に関して議論がなされた。……私としては、必要あらば、伍長、軍曹、少尉、大尉などの旧軍人すべてを小銃で武装させ利用すべきかどうかの問題を提起した。我々はまた、日本でそれくらいの数の師団を武装させることが可能か」を論議した。しかし参謀長のミューラー

(Paul J. Mueller) 少将がマッカーサーへ報告に出向くと、「日本人を利用することは、全く問題外である。マッカーサー元帥は、現時点でこのような問題を考慮することも欲しない」との回答を得るに止まった⁽¹⁰⁾。アイケルバーガーもケナンやドレイパーと同様、マッカーサーという大きな壁に直面し、再軍備構想を表面上停止せざるをえなくなった。この結果、アイケルバーガーらはワシントン共々、当面は日本の警察力の拡充と沿岸警備隊の創設という無難な方針を固めていく。

このような経過ののち、ワシントンでは六月二日、ケナンが起草したPPS二八文書がアメリカ政府の最高決定機関である国家安全保障会議(NSC)で若干の修正後に採択され、NSC一三(主題「アメリカの対日政策に関する報告(Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan)」)として承認された。その中の「II. 安全保障」における第二項「講和後の措置」は、「講和条約の発効に至るまで日本におけるアメリカ戦術部隊は保持すべきである。講和後の日本の軍事的安全保障の措置についてのアメリカの最終的な立場は、講和交渉に当面するまでは決定されるべきではない。(その時点の)国際情勢および日本の国内安定達成度に鑑みて決定すべきである」となり、日本の限定的再軍備に論及した部分がすべて割愛された。また第五項「日本の警察」は、「日本の警察は、現有勢力の再強化と装備改善、強力で効果的な沿岸警備隊の創設、及び中央機構の整備により強化されるべきである」と簡略化され、「FBI路線に沿って」の語句が削除された⁽¹¹⁾。このような決定は、いうまでもなく、マッカーサーの批判をかなり意識したものといえた。

しかしマッカーサーにはそのような配慮は通用しなかった。NSC一三文書の内容に接した彼は、六月一二日付の陸軍次官(ドレイパー)宛覚書で次のような批判を加えた。第五項の警察に関して、「国内の平和と秩序の維持並びに日本の法律の執行という最低限の要請を充たすために作られている現在の控えめな警察力が、すでに対日理事会と極東委員会の諸政府によって厳しく批判されてきた。この警察力をこれ以上わずかなりとも拡大しよ

うものなら、極めて激しい国際的な反発を招くことが予想できるし、もし実際上の警察行為に必要な限度を明らかに超えるような拡大を行うならば、極東委員会の同意を取り付けずにそれを擁護することは極めて困難であろう。⁽¹²⁾

要するに、マッカーサーは、NSC が公式に承認した現実的な日本の警察力拡充の方針を明確に否定したのである。ここにワシントンと東京間の隔たりがきわめて大きいことが判明するに至った。

3、マッカーサーの抵抗

ではワシントン側はマッカーサーの警察力拡充反対論にどのように対処したのか。

結局ワシントンは、マッカーサーの見解を棚上げし、陸上および海上警察の拡充を徐々に推進していく。たとえば陸軍省は、六月二二日、先の NSC 一三に対する同省の立場をまとめた際、安全保障の第五項「警察」に関して、「沿岸警備隊 (the coastal patrol) を含めた」現行の警察力を強化するとの修正を提言した。⁽¹³⁾ また七月一日、NSC は NSC 一四／一（主題「非ソ連圏諸国への軍事援助に関するアメリカの立場」）を承認し、アメリカにとってきわめて重要な安全保障に関わる自由主義国家が、もし共産主義勢力からの武力攻撃ないし政治的抵抗に現在直面しているならば、アメリカは共産主義の拡大に抵抗するため軍事援助（軍需物資、装備、技術指導など）を実行すべきである旨を決定した。⁽¹⁴⁾ そして九月二四日、NSC は NSC 一三／一を採択するが、その第七項「警察」は、六月二二日の陸軍省による修正提案を受け入れ、「日本の警察は、沿岸警備隊を含め、現有勢力の再強化と装備改善、及び現行の中央統制警察組織の拡大によって強化すべきである」と規定された。⁽¹⁵⁾ これは一〇月七日の NSC 一三／二でも再度承認され、九日には大統領によって承認された。⁽¹⁶⁾

このようにワシントン側は、マッカーサーの反対にもかかわらず、日本の警察力を着実に強化していく。

では沿岸警備隊としての性格をもつ海上保安庁はいかにして創設されたのか。詳細は前掲書『昭和戦後史・「再軍備」の軌跡』の第二章に譲り、その概要についてのみ論及する。

敗戦に伴う密輸や密入国、さらには海賊行為取締りに悩んでいた日本側に対して、GHQは米沿岸警備隊のミールス大佐を招聘し、海上警察の強化について勧告を依頼した。その結果、一九四七年五月、日本政府の手によって運輸省に海上保安機構を設置する案が出来上がった。しかし非軍事化・民主化路線の担い手ともいえるべきGHQ民政局（GS）は、将来の海軍の中核となる機構が作られることになるとして反対した。ところが、日本の警察部門を管轄していた民間諜報局（CIS）の公安課（PSD）が日本政府案を支持したため、両者の間で激しい議論となった。結局、海上保安庁の定員や速力、武装などについて厳しい制限を設けるとの妥協が成立し、一九四八年四月、運輸省の外局として海上保安庁を設立する法案が国会で可決された。続いて将校を含む三千名の旧海軍軍人がGHQによって追放免除となり、同庁に採用された。初代の海上保安庁長官に就任した大久保武雄は、同庁の創設を海軍再建の第一歩と受け止めたという¹⁷⁾。

これに対してソ連、オーストラリアは、GHQによるこの一方的措置を対日理事会（ACJ）や極東委員会（FEC）の場で厳しく追及したが、アメリカ側は海上保安庁が警察力であって非軍事的組織であるとの建前から、反対を押し切り、同年五月一日に同庁を発足させた。ただし海上保安庁法による制限は、効果的な海上警備には大きな障害となり、その改正が議論されたものの、制限緩和は朝鮮戦争勃発後の一九五一年まで待たねばならなかった¹⁸⁾。

他方、陸上の警察に関しては、すでにG2の影響下に置かれていた公安課が、日本警察の武装化を着実に進めつつあった。一九四八年一月一六日、GHQは日本政府宛て覚書「日本警察の武装化」で、「①日本政府は非軍事化指令を誤解して市民警察の武装化を躊躇しているとの情報」がGHQに届けられているが、同指令は警官のピ

ストル携帯を禁止していない。②日本政府に対して、日本の市民警察が警邏中にピストルの携帯を許される旨認めた。③ピストル以外の武器については、今後認められる」と公式に伝達するなど、警官の武器携帯を公認する方針を打ち出した。⁽¹⁹⁾そして後述のとおり、ピストルをはじめとする軽火器が続々とアメリカ本国から日本へ輸送され、警察の武装化が実施されていく。

以上のように、陸上・海上の警察力を拡充するとのワシントンの方針は、ついに具現化へと第一歩を踏み出したのである。

さて一〇月、日本国内では芦田中道政権が退陣し、吉田保守政権が復活する。そしてアメリカ政府が決定した NSC 一三／二の路線、すなわち日本の経済的自立化路線を担っていく。またこの時期、内戦続く中国の情勢に一大変化がもたらされた。毛沢東率いる共産党軍が蒋介石の率いる国民政府軍に対して断然優位に立ち、もはや蔣政権の崩壊は不可避となったのである。アメリカ政府当局の間では、腐敗し民心を失った国民政府の遠からぬ敗退を予測していたとはいえ、従来の極東戦略を基本的に見直す作業が必至となり、当然ながらそれは対日政策にも様々な影響を及ぼすことになる。

この頃ワシントンでは、五月一八日付のロイヤル報告「日本の限定的再軍備」が六月一五日に「軍事評議会 (the War Council)」で討議され、一〇月二二日には、JCS の下部機関である「合同戦略検討委員会 (the Joint Strategic Survey Committee)」へ付託され、二五日、JCS 一三八〇／四八文書となった。⁽²⁰⁾こうして同文書は JCS でも本格的に検討されることとなった。そして一月一九日、JCS は取りあえず極東軍總司令官であるマッカーサーに対し、このロイヤル報告の全般的コメントを求めることを決定した (JCS 一三八〇／四九)。⁽²¹⁾なぜなら、マッカーサーは警察力拡充の方針に関しては明確に否定する見解を表明していたものの、もう一つの核心部分である限定的な日本再軍備計画の開始という問題について、ケナンやドレイパーに語っていたとはいえ、ま

だ正式な解答をワシントンに示していなかったからである。

しかし陸軍省と東京のマッカーサーとの関係は、NSC一三／二文書全般、とくに賠償、公職追放等をめぐり
 險悪化しつつあった。⁽²²⁾すでにマッカーサーは六月段階でNSC一三文書に対して批判を加えていたが、その批判
 がNSC一三／二に反映されていないことを嫌悪したのか、一二月四日および一八日の二度にわたり激しい語調
 で反駁した。すなわち前者では、「米極東軍総司令官（CINCFE）である私宛に電文（W八〇四五三とW八〇四
 五四）が発せられているが、同総司令官はアメリカ政府の行政官として対日占領の非軍事面に何ら関与しておら
 ず、したがってこの発信先は勘違いであろう。NSC一三／二の非軍事面の実施に関与が許されているのは、連
 合国の政府に拘束された連合国最高司令官（SCAP）という地位である。⁽²³⁾（以下略）、また後者では、「貴殿の
 趣旨は理解できない。NSC一三／二の諸条項で米極東軍総司令官としての余の責任領域に属するものはまった
 くないか、あってもきわめてわずかにすぎない。……NSC一三／二は、……これを実施に移せば、極東委員会
 の指令と矛盾を生じるのはほぼ確実である。⁽²⁴⁾（以下略）」と厳しく指摘した。

そして肝心のJCSに対する回答は、ミューラー参謀長に以下のように代弁させた。⁽²⁵⁾

まず本文において、和平後の日本の立場は、「完全な中立」を保障されたものであることが理想である、（した
 がって）不十分な軍事力を目に見える形で創設し、日本にアメリカとの準軍事的同盟国となることを強要し、占
 領の性格および目的を破壊することは、ロシアとの関係を悪化させる、と従来のマッカーサーの見解を改めて強
 調した。

また添付された文書には、ロイヤル報告に関する逐条分析とコメントが明記されていた。

すなわち、第一に、「軍事的観点からみて、日本が再軍備することが望ましい」とする判断に対して、「根拠に乏
 しく、疑わしいものである。再軍備は占領の性格と目的を歪め、日本に対し交戦権を否認している日本国憲法の

根本的改正を強いるもの」であると斥けた。第二に、「日本の再軍備によつて日本の防衛を分担でき、それが米軍の負担軽減に役立つであろう」とする見解に対しては、「アメリカによるポツダム協定の一方的破棄が引き起こす状況の下での戦略的要請に関する非現実的な見方として放棄されるべきものである」と糾弾した。第三に、「再軍備に必要な軍隊経験者が一〇〇万も存在する」との見解に対しては、「経験を積んだ旧軍人の人材がまだ存在していることは、戦争の危機の際の、戦略的に重要な助けとなるものである。しかしながら、こうした旧軍人の存在は、実際に戦争状態になるまでは、完全な中立の保証が確保されてなければならぬ」のであり、それに反する行為を取れば、アメリカの強い道義的立場を著しく損なうと反論した。

第四に、「警察力を当面防衛力に仕立てていく」との構想に対しては、「警察隊 (police force)」と「防衛隊 (defense force)」は明確に区別されなければならない、訓練と選抜の方法からしても、警察官を治安や秩序の維持以上の行動が取れるような陸上兵力の中核とすることは適当でない、市民警察を一つの軍隊に拡充できるという見解は、「非現実的」なように思われる、近い将来、米軍が日本に駐留している限り、日本の陸上兵力の創設は、警察力とはまったく別個の計画による方が容易に実施されよう、と批判した。

第五に、「日本人はソ連の侵略を恐れており、また国家的威信を回復することを願っているから日本の再軍備を歓迎する」との分析に対しては、「日本人が限定的再軍備に大いに満足するかどうかは疑問である。もし日本人から戦中・戦後の根強い偏見を除去しようとすれば、現行の完全な非武装政策でのみ可能であり、また国家の威信は、心ある日本人なら、平和的努力の積み重ねを通じてのみ達成できると認識している」と反駁した。

これらの現状分析は、先のロイヤルの楽観論と比較すれば、日本通を自他共に許すだけの客観性を秘めていたといえる。そして結論として、第一に、「日本の再軍備は、情勢を悪化させ、その結果アメリカは極東にこれまで配備してきた以上の兵力を保持する必要が生じてくる。それゆえ、軍事的観点からするならば、アメリカが戦

争状態に入らない限り、日本の再軍備は望ましくない」。第二に、「警察組織をのちの軍備創設の中核として考えるのは非現実的である」。第三に、「平和条約締結後の日本の再軍備について現在の時点で計画を練ることは、いかなる目標にも役立たない。また占領期間中におけるそのような再軍備は、たとえ規模が限定されていても、アメリカの極東における目標を損なうであろう」。第四に、日本の再軍備は憲法改正を不可欠とするが、「現行の日本国憲法の修正の可能性を問題とすることは、アメリカの利益とならない」と断定した。

総じてマッカーサーは、ワシントンが便宜的措施として積み上げてきた警察力の拡充方針を全面的に斥けたばかりでなく、限定的再軍備計画を開始しようとする動きをも牽制したわけである。もはやワシントンの陸軍省（広くは国防省）の見解と東京のマッカーサーとの見解の乖離は修復し難いほどとなった。

(1) Speech by Mr. Kenneth C. Royall, Secretary of the Army, on the United States Policy for Japan, Made in San Francisco, January 6, 1948. 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集 ②政治・軍事・文化篇』（同省、一九四九年刊）所収参照。

(2) たとえば、一九四七年二月一七日に開催されたNSC第四回会議録を参照。〈Top Secret〉（以下〈TS〉と略す）Minutes of the 4th Meeting of the NSC held on December 17, 1947, NSC Papers.

(3) 三浦論文によれば、一九四八年二月二〇日にロイヤルはフォレストルへ覚書を送り、その中で日独両国の「限定的軍事武装」の件をNSCの議題とするよう提案し、これを受けた国防長官特別補佐官J・H・オーリーが、フォレストルの承認を得て、二四日、陸軍省内で徹底的な研究文書を作成すべしとの覚書をロイヤルへ返送したという（二八頁）。

(4) 〈TS〉 Kenneth C. Royall, Memo for the Sec of Defense, Subj: Limited Military Armament for Japan, May 18, 1948, NND 775009.

(5) 〈TS〉 Dept of State, Annex "B": Views of General of the Army Douglas MacArthur on Rearmament of Japan, Extracted From SCAP Conversations Section, Recommendations with Respect to U. S. Policy Toward

Japan, April 16, 1948.

(6) スカイラー「国防長官宛メモ」(一九四八・四・三) 論題「軍部代表の一九四八年三月一一日、東京における会議についての報告」前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二二〇—二三頁参照。

(7) 前掲書『対日講和と冷戦』一〇八—九頁参照。

(8) 〈TS〉 PPS-28: Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, March 25, 1948.

(9) 「アイケルバーガー日記」前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二四六—九頁。なお同席したレスター將軍によるアイケルバーガー宛覚書(翌一一日付)には、「もし我々が日本を経済的にも、他の面でも強化できるなら(ケナヘは)ごく、ある程度、再軍備のことを念頭に置いて語ったと思う。もっとも再軍備という言葉は使わなかったが」、日本はあらゆる侵略に抵抗できるものとなる」と言明したと記されている。

(10) 同上 二四八—九頁。

(11) 〈TS〉 NSC 13: Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, June 2, 1948.

(12) マッカーサー「ズレイバーあてメモランダム」前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二二〇頁参照。

(13) 〈TS〉 Army Position, Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, June 22, 1948, NND 775009.

(14) 〈TS〉 NSC14/1: The Position of the United States with Respect to Providing Military Assistance to Nations of the Non-Soviet World, July 1, 1948, NSC Papers.

(15) 〈TS〉 JCS 1380/43 (NSC 13/1): Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, September 25, 1948.

(16) 〈TS〉 NSC 13/2: Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, October 7, 1948, NND 943001.

(17)(18) 前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二七八—九頁参照。

(19) H. W. Allen, Memo for JIG, Subj: Armament of Police Forces in Japan, January 16, 1948, NND 971641.

(20) 〈TS〉 JCS 1380/48: Limited Military Armament for Japan, October 25, 1948.

(21) 〈TS〉 JCS 1380/48: Limited Military Armament for Japan, November 6, 1948; 〈TS〉 JCS 1380/49,

Limited Military Armament for Japan, November 19, 1948.

(22) 拙著『公職追放論』第五章の3「追放解除政策の実施過程」を参照されたい。

(23) 〈TS〉 SCAP to CSGPO, C 65997, December 4, 1948, NND 943001; 〈TS〉 CINCPAC to Dept of Army, December 4, 1948, NND 826529.

(24) 〈TS〉 SCAP to Dept of Army for Undersecretary Draper, C 66402, December 18, 1948.

(25) 〈TS〉 Paul J. Mueller to JCS, Subj: Limited Military Armament for Japan, December 23, 1948.

三、日本再軍備構想の修正段階……一九四九年

1、JCSの介入とNSC四四

前述したとおり、マッカーサーは陸軍省・国防省が提議した日本再軍備計画の検討開始方針（第一案とする）のみならず、日本再軍備への過渡的段階として警察力を拡充する方針（第二案とする）に対しても激しい非難を浴びせた。では陸軍省・国防省はこれにどう対処したのか。また軍令を統轄するJCSはどのような方針を打ち出したのか。

まずロイヤルは、一九四九年二月二五日、ラジオ・インタビューで、「もし日本が攻撃を受けたら米軍は戦い、ソ連に対してもその他の敵に対しても、日本が防衛できるものと確信する」と述べたのち、「私はソ連が攻撃の挙に出るとも思っていないし、戦争が切迫しているとも思っていない。……マッカーサー元帥は日本占領米軍の増加を提案したが、現在の兵力でも侵略者に対応するには十分だと思う。……これ（陸軍の全兵力）を削減しつつある際として、マ元帥の兵力増加要求を断ったわけだが、そうかといって米軍撤退計画などは全然存在しない」と表明した。彼がマッカーサーに対して占領軍の増加を拒否し、米軍撤退計画を打ち消しながらもそれに論及し

たこと自体、ワシントン側に執拗に逆らうマッカーサーを牽制するものといえた。

さらにロイヤルは、「もつとも日本の治安維持のために、占領軍を助けるべき日本人警察隊の組織化については対策が進められつつある。日本の警察隊は『ある場合には』多分、ピストルその他の軽火器で武装することになる」とコメントした。つまり、警察力の拡充という第二案は、既定方針として着手していることを公的に認めたのである。これまた、マッカーサーへの反撃を意味したことは明らかであった。⁽¹⁾

三月三日、今度はマッカーサーが反論した。ロンドンのデイリー・メール紙の重役ブライスからインタビューを受けた彼は、次のように発言した。①戦争が起こった場合、アメリカは日本が戦うことを欲しない。日本の役割は「太平洋のスイス」となることである。②日本が攻撃された場合は、アメリカは確かに日本を防衛せねばならない。しかし私はソ連が日本に攻撃を加えるとは思っていない。③アメリカは断じて日本を同盟国として利用する考えはない。アメリカが日本に望むことは中立を維持することだけである。④最近の中国共産党の勝利にもかかわらず、太平洋における米英の権益は絶対安全である。⑤一月の総選挙における日本共産党の進出(三五議席の獲得)に何ら心配していないし、同党がモスクワと直接連絡しているとは思えない。⑥日本に対して「国防軍の建設を許すべきである」との提案は早すぎる。この問題は対日講和条約が起草される時に初めて決定されるものであり、それまでは占領軍が日本に留まるであろう。⑦日本の警察が将来の日本軍隊の中核になるといった事実はなく、一二万五千名の警察官の任務は「単に国内秩序の維持」であり、ピストルを携帯する者はその中の二〇%に満たない。⁽²⁾

今回のマッカーサー発言は、従来の見解を繰り返したにすぎなかったが、ロイヤルとの立場の相違を改めて際立たせた。同時に、マッカーサーがあくまで持論に固執し、ワシントンの方針に従順しないとの頑固な姿勢をも顕現化させた。

ではJCSの立場はどうであったのか。一月四日、JCSではNSC一三〇二文書に「日本の警察」と題する付属書Fを加え、これをJCS一三八〇／五三文書と決定した。⁽³⁾この付属書Fは、「日本の警察は、沿岸警備隊を含め、現有勢力の再強化と装備改善、および現行の中央統制警察組織の拡大によって強化すべきである」との前文に続き、次のような本旨が掲げられていた。

a マッカーサーは四八年一〇月に、「日本の警察は武器携帯者約二万六千名、そのうち一万二千名以下が役立つと考えられる」と報告している。彼は弾薬や皮ケース等付の拳銃一二万五千丁を極東軍の備品として供給されるべきであり、それらは状況に応じて日本の警察隊へ貸与したいとしている。三八口径拳銃二万丁は必要量の弾薬共々、四九年一月に船荷されており、三八口径および四五口径拳銃一万五千丁もZIからサンフランシスコ港へ輸送されたばかりである。（以下略）

b 上記の出荷総計は一〇万七千丁に達するだろう。（中略）要求されている拳銃一二万五千丁のうちZIで最低限入手できる数量がマッカーサーから質されている。

c 四八年一月二二日、日本の国内治安基盤の形成に関するメッセージがマッカーサーへ発せられた。それは、①十分機動性ある国家警察予備隊 (national police reserve) の創設、②国内治安のためのFBIに似た官庁の設置、③国家警察の権限と責任の拡大のための規定の確立である。

d マッカーサーは最近陸軍省に対して、日本の警察は一二万五千人の定員一杯にまで認められており、十分な訓練と組織のもとに置かれていると伝えている。

e この警察は国内の法と秩序を維持できるものであるが、ただし大規模な外部からの攻撃に十分抵抗しえない。

以上のように、JCSも陸軍省と同様に「警察力の拡充」という第二案を既定方針と認めたばかりでなく、マッカーサーと巧みに連携しながら、警察官の初歩的な武装化を進めようとした。しかもJCSは、前年一月、マッカーサーに対して上記のような「警察予備隊の創設」を指示する覚書を発していたのである。国家警察予備

隊 (national police reserve) とは、従来の警察隊 (police force) のレベルを超えながらも、警察軍 (constabulary) には至らないレベルを指すものと思われるが、朝鮮戦争直後の「警察予備隊」と同意語が一年半を遡るこの時点ですでに登場していることは大変興味深い。

実は前年夏に第八軍司令官を辞して帰国していたアイケルバーガーが、二月一四日にUP記者と会見した際、日本警察隊の増強について論及していた。すなわち、警察目的のために十分武装された「日本人防衛隊の設置」はきわめて重要である。そのためには、現在の日本警察隊総数一二万五千を武装化させるとともに、その数を一五万に増やすという方法、あるいは、現在の警察隊はそのままとし、別に一五万人の新警察隊を設けるという方法がある。私は後者を探りたい。この方法による警察隊は国際的防衛のための国家警察隊となろう。しかしその勢力は最大限一五万に止め、軽武器のみを装備せしめなければならない。⁽⁴⁾

このアイケルバーガー発言の眼目は、国内治安対策用の警察隊よりも、外部からの侵略に対処できる警察軍の疑似部隊、より正確には準軍隊の創設を提示したことであり、それはワシントンにおける陸軍省中部の本音を代弁していたともいえる。ともかくこのJCS一三八〇／五三文書は、ロイヤル報告の中にあつた「既成の警察力を強化する」という方針から一步離れ、別個に「警察予備隊を創設する」との新しい提言を含んでいた点で重要であつた。

そして三月一日、JCSは前年一〇月以来のJCS一三八〇／四八文書（ロイヤル文書）の検討に一定の結論を下した。それが陸軍参謀総長ブラッドレー（Omar N. Bradley）大将の国防長官宛覚書（主題「日本の限定的再軍備」）である。それは本件の政策決定上きわめて重要な内容であるので、以下、全文を掲げる。⁽⁵⁾

a 軍事的観点からみると、日本の再軍備は日本防衛を分担することになり、わが軍の限りある兵力の活用の上で節約

となるゆえ、望ましいものである。

b しかし、たとえ限定的とはいえ、一般警察力の増強と沿岸警備隊の創設を越えて、軍隊を設立することは、現時点において実際的ではなく、推奨できるものでもない。なぜなら、そのような再軍備の実施には、日本人による新憲法の改正と、我々の側からのポツダム宣言破棄が必要とされるからである。さらには再軍備が日本の経済復興に悪影響を及ぼすことも考えられる。

c 地域的安全を確保するため、また将来の日本に軍隊を組織させるための手段を確保するため、日本の一般警察と沿岸警備隊の増強が早急になされるべきである。

d 目下必要なことは、最終的に国内の治安維持と、国外からの侵略に対する地域防衛とを目的とする限定的再軍備を確立するための諸計画を現時点で準備することである。

e 自衛のための軍備を最終的に可能とする憲法改正問題についても、検討していく必要がある。

上述の結論に対する陸軍長官のコメントは次のとおりである。

日本の警察機構は、現在の国家地方警察および海上保安庁（沿岸警備隊）のさらなる増強・拡充によって強化されることが望ましいと思われるが、他方、近い将来、日本の限定的再軍備を認可することは望ましいとする考えには、疑問の余地がある。しかしながら近い将来戦争が勃発した際には、削減された米軍兵力を補填するための日本の人的資源を活用する計画を作成しておくことが現在必要かもしれない。

またマッカーサーの意見を要約すると、「日本軍を設立する一段階と見なされる方策を講ずることは、たとえそれがどのようなものであれ、占領の性格および目的を損なうゆえ、望ましいものではなく、また時期尚早でもある」ということになる。しかしながらマッカーサーの考えは、先の陸軍長官のコメントと一致するものである。

JCSは、日本の限定的再軍備に関するマッカーサーの立場に理解を示すものである。というのは、いかなる再軍備も、連合国最高司令官（SCAP）として自ら実施する立場にある降伏条項やポツダム宣言の双方に背反するからであ

る。しかしながら世界情勢が満足すべきものではなく、かつ悪化の方向に向かいつつあることを考慮すると、JCSは、状況次第では日本を防衛するために日本の何らかの軍事的潜在力を活用できるように、ごく近い将来に予め対策を立てておく必要があると感じている。こうした見解は、「日本がある程度、少なくとも日本の自己防衛に関して、米軍を補助できる軍事的援助を提供することが、わが国の安全保障にとって、きわめて重要となるかもしれない」とするNSC一三／一文書に関するJCSのコメントとも合致するものである。

一九四八年一〇月九日に大統領によって承認されたNSC一三／二文書は、沿岸警備隊を含めた日本の警察機構の強化・拡充方針を認めている。しかしながら当文書は、講和条約締結後の日本の軍事的安全保障に関するアメリカの政策は、「講和条約交渉が始まるまでは着手されるべきではなく、その時点における国際情勢の推移と、日本の国内的安定の度合いとの関連で決定されるべきである」としている。

JCSとしては、明らかに世界情勢が不安定化していることを踏まえて、日本の軍事的安全保障の問題に対する取り組みを、講和条約交渉が開始されるまで延期することは「賢明でない」と考える。「その間に重大な緊急事態が発生しても不思議でない」からである。それゆえJCSは、日本の軍隊が緊急時に自国防衛を補助できるような条項を追加するため、「今、NSC一三／二文書の条文を修正すべきである」と確信している。

もしNSC一三／二文書の修正がなされるべきとすれば、「日本の再軍備へ向けての計画と準備が早い時期に開始される必要」がある。このような準備には、陸軍省（ロイヤル）による報告書の第五項および第六項で示されているような、「国内治安を維持し、外部からの攻撃に対して地域防衛のために用いられる軽装備の日本人防衛部隊の中核となるべく、警察と沿岸警備隊の強化・武装化」が含まれるべきである。そのための武器の供給、装備、弾薬の調達、兵站計画目標を定めた一つの「M・DAY計画」とすべきであろう。

JCSとしては、現時点で空軍の中核となるべきものを創ることは、現実的ではないし、望ましいとも考えていない。しかしながら日本の小規模防衛力の機動性を高めるため、何らかの航空輸送設備を整備することは後日可能であろう。これらの方針すべては、すでに表明されている連合国の方針から見て、最大限の慎重さをもって遂行されなければなら

らない。日本の限定的再軍備達成という「最終目標」は、国際情勢の変化によって、広く妥当なものと判断されない限り、あるいはそう判断されるまで、「極秘事項」として扱われるべきである。

以上の検討結果を踏まえ、JCSは以下の事項がわが国の安全保障にとって利益となると考える。

a 日本国内の治安を維持し、緊急時に地域防衛を補完するための限定的再軍備を最終的に作り上げる計画が現在の時点で作られること。

b 日本の限定的再軍備に必要な武器や装備は、M・DAY兵站計画とされるべきこと。

c 日本の警察力および沿岸警備隊の強化と武装化は、これらの警察力が最終的には日本防衛のための限定的再軍備確立の基礎をなすものとして活用されることを秘密のうちに念頭に置きつつ、着手されること。

JCSは、貴殿の同意が得られれば、このテーマに関する研究文書、およびマッカーサーのコメントの写しが、この覚書の内容とともに、NSCへNSC一三／二の修正を考慮するために提示されることを希望する。

JCS代表 ブラッドレー米陸軍参謀長

国家軍事機構(NME=the National Military Establishment)⁽⁶⁾は、最高度の機密保持の下で、戦争勃発時に日本を防衛するための限定的軍事力活用計画を現時点で作成すべきである。

この文書での新しい提議とは、第一に、日本の限定的再軍備の即時実施を拒けながら、限定的再軍備のための計画を即時開始すること、第二に、世界情勢が不安定化しているため、講和条約交渉開始以前には日本の軍事的安全保障政策に着手しないとNSC一三／二の決定は賢明でなく、これを修正すること、第三に、自衛軍創設と矛盾しないために憲法改正を検討すること、そして第四に、これらを最高機密として取り扱うよう求めたことである。つまり、先のロイヤル報告で提議した二つの方針、すなわち再軍備計画の開始（第一案）と警察力の拡充（第二案）を一層鮮明にしたわけである。このような積極性は、米ソ冷戦を主軸とする世界情勢の緊迫化、また中国情勢の変化が深く関係していたことは明らかであった。ただし警察力の強化に関しては、マッカーサーに

遠慮したためか、現行警察とは別個に機動性ある警察予備隊を創設するとのアイケルバーガー的な方針が消え、現有警察と沿岸警備隊を強化するとの従来の穏健な方針へと回帰していた。

このブラッドレー覚書に接したフォレストルは、ロイヤルともども、JCS が表面上マッカーサーの再軍備否定論に与しながらも、実質上は自己の陣営にあることに安堵したであろう。なぜなら、マッカーサーは「日本の中立化」、「日米両国の非同盟化」、「対日講和時における占領軍の完全撤退」といった理想主義的な論点に立脚した日本再軍備否定論および警察力拡充反対論であったのに対して、JCS は陸軍省と同様、警察力の拡充と発展を経た日本再軍備化といった現実主義的論点に依拠していたからである。

そこで三月一日、フォレストルは同文書を陸軍省文書、マッカーサー文書ともどもNSC 事務局長へ送付し、これら三文書をNSCで検討することと、JCS が提唱するように、NSC 一三／二が修正されるべきことを新たな議題とするよう要請した。これがNSC 四四文書となる。⁽⁷⁾要するに、NSC 一三／二を修正して日本の限定的再軍備を明記する点で国防省・陸軍省はJCSに同調し、これまでNSC 一三／二を主導してきた国務省に對峙することになったわけである。

2、国務省の介入とNSC 四九

このブラッドレー覚書は、JCS から国務省のバターウォース (William W. Butterworth) 極東局長 (のち国務次官補) にも送られ、バターウォースを介して国務長官 (アチソン) へも送付されたと思われる。⁽⁸⁾そこで国務省としてはこれにいかに対処するかが緊急課題となった。さらに国務省は、フォレストル提議に基づくNSC 四四 (主題「日本の限定的再軍備」) により、NSC の場でも回答を迫られることとなった。

実はこの間、国務省内の政策決定過程に一つの重大な変化が生じていた。それは一九四九年一月に国務長官に

昇格したアチソンとケナンとの意見の対立であった。前長官のマーシャルはケナンの能力と知識を高く評価し、冷戦外交を構築する上での中心的役割を彼に与えていたが、国務次官をかつて務めたアチソンのケナン評価は自ら別であった。極東外交については自己の方が長い経験をもつとの自負もあつたであろう。この新しい国務長官の登場で、国務省内のケナンの発言力が相対的に低下していき、それはケナンが原案を作成したNSC一三／二にも影響を及ぼし、軌道修正されていく⁽⁹⁾。

さてブラッドレー文書とNSC四四文書は、省内の北東アジア課や国家安全保障局で検討され、四月一日、北東アジア課長ビショップ(Max W. Bishop)が、「NSC四四文書——日本の限定的再軍備・三月五日付文書」に對するNA(国家安全保障局)のコメント」と題する覚書をバターウースへ送った。その論旨は次のとおり。

第一に、ロイヤルとマッカーサーは日本の再軍備を認可することは長期間にわたって行うべきではないという点で一致している。第二に、日本の再軍備を考える場合、日本人自身の考え方や態度についても考慮する必要がある。第三に、NSC一三／二文書の第七項、すなわち「沿岸警備隊を含めた日本の警察制度は、現有の警察力の増強・装備充実および現在の中央管轄の警察組織の拡充によつて強化されるべきである」は、実現可能であり、実行されるべきである。第四に、同文書の第四項に関連し、「日本の軍事的安全保障問題に対する検討を講和条約交渉開始の時期まで引き伸ばすことは得策でない」というJCSの意見には心から賛成である。しかしJCSは第四項の意図を誤解している。それは、日本の安全が国際協定により保障されるのか、それともアメリカ一国により保障されるのかという問題である。私としては、講和条約締結後に軍事力を保有するか否かの判断を日本自身に委ねるべきであると提言する。第五に、戦争といった偶発的事態に備えて、NMEが「秘密計画」を作成することに異論はない⁽¹⁰⁾。

要するに、ビショップは警察力の拡充という第二案に賛成し、限定的再軍備計画を実施するためNSC一三／

二文書の第四項を修正すべしとの JCS および国防長官の見解に対しても同意したが、再軍備計画自体および講和後の日本の安全保障については日本人自身の意向を尊重するよう提言したわけである。

同じく政策企画室 (PPS) でも、四月下旬、NSC スタッフが用意した四月二七日付の報告草案「限定的日本軍のための計画 (Planning for Limited Japanese Armed Forces)」を検討した結果、同月二九日付の「戦争勃発ないし緊急事態発生時における日本防衛のための計画 (Planning for the Defense of Japan in the event of War or Emergency)」へと主題を修正し、内容も次のように改めた。

第一に、世界情勢の不安定化により、日本を防衛するアメリカへの軍事支援を日本側に負担させることはきわめて重要となっており、日本の軍事力を利用する問題は注意深く調査されるべきである。第二に、日本の憲法条文、占領軍の対日非武装化・非軍事化政策、連合国の感情からして、日本再軍備問題はきわめて完全な安全保障要件としてのみ扱われねばならない。第三に、結論として、国家軍事機構 (NME) は、きわめて嚴重な警戒の下で、今や再軍備計画に着手すべきである。そして国内の治安維持のため、また戦争あるいは緊急事態において日本防衛のために限定的日本軍を使用すべきである。この計画は政府高官以外に知らされてはならず、その実施は NSC 以外でなされてはならない。⁽¹¹⁾

このように、北東アジア課に続いて PPS もまた、日本の限定的再軍備計画の着手について肯定的であった。しかし顧問を含む国務省全体としては、JCS や陸軍省の見解に対して慎重であった。実際、五月六日の NSC における NSC 一三／三文書の決定では、第四項「講和条約後の安全保障取り決め」および第七項「警察」に何らの変更も加えられなかった。⁽¹²⁾これは国務省が依然この NSC 一三シリーズの政策文書に関して主導権を握り、その内容変更を望まなかった証拠であったろう。それどころか、国務省は NME を通じて NSC 四四文書を撤回させようと企図したのである。そのような事情に関しては、同月一八日に陸軍参謀次長ウデマイヤー (AC

Wedemeyer) 中將が部下のグルーンサー (Gruenther) 少將宛に送った覚書（主題「限定的日本軍の計画」）が触れている。それは以下のとおり。⁽¹³⁾

NSC 四四 (JCS 一三八〇/五五) に関し、國務省はNMEがこのNSC 四四文書を撤回するとの非公式な提案を示した。その理由について國務省のベリー氏は、國務次官主催のスタッフ会議で、NSC 四四およびNSCの報告草案（四月二七日付のものを指すと思われる。注は増田）に対して、①安全保障に関する機密事項が漏洩すれば、日米間の信頼を揺るがすような重大な結果をもたらす、②國務省はJCSが当該計画に深く関与するだけの権威があり、したがってNSCの政策決定は不要であると考え、③一般に國務省は将来に実施する軍事計画の政府決定には反対であり、とくにその実施が國際的状況に影響を及ぼすようなものには反対である、との強い反発が起こったからだと述べた。

これに対してウデマイヤー自身は、①国防長官の勧告が十分に実施すべきものならば、政府による承認が必須である、②NSC 一三/二の第四項「講和条約後の安全保障取り決め」は、再軍備計画を禁止してはいないといえ、この計画に一定の制限を加えていることは事実であり、しかも現時点から平和交渉が実際行われるまでの期間に関する条項が存在していない、③結局NSC 一三/二は限定的な日本軍のための計画を進めるべき正当性を欠くというのがNMEの言い分であるし、また日本の新憲法、ポツダム宣言、我々の対外的コミットメントがそのような軍隊の創設を禁止している、と反論した。

そこで彼は、グルーンサーに対し、NMEはすでに勧告している措置がアメリカの安全保障上の利益に合致すると確信しており、また限定的な日本軍の創設計画とその準備が行われる以前に、政府の承認を得ることが必須とされるため、三月一日付書簡（NSC 四四）の撤回要求を取り下げるようベリーに助言せよと指示したのである。

このような軍部側からの反撃に対して、翌五月一九日、バターウォースはウェップ (James E. Webb) 國務次

官へ覚書(主題「日本における状況・対日政策問題」)を送り、軍部との妥協を試みるよう暗に提案した。つまり、SCAPは占領終了を期してその権限を日本側に移譲し、SCAPの人員を削減して、日本人に政治経済上の責任を負わせるため、国務省は「講和締結後の検討を再び行うことになった」との書簡をアチソン国務長官からジョンソン(Louis A. Johnson)国防長官(三月に就任)宛に用意するとの提案であった。しかもその中に、NSC一三/三を実施する上で不可欠な「日本におけるアメリカの安全保障上の必要が戦略的などの程度評価されるのか」といった質問状を用意していた。これは第四項変更の根拠を示せという国務省側からの国防省側への逆襲であると同時に、論点を別へと移すことで両省間の正面衝突を回避するという巧妙な政治的意図が隠されていたといえよう。ただし、両省間のもう一つの争点である第七項「警察」については、「日本の市民警察強化の手段について、SCAPの同意を得るべく努力している。米軍兵力が撤退する前に、警察を強化することは極めて重要である」と指摘して、陸軍省側への譲歩を示したのである。¹⁴⁾

こうして五月二三日、ウェップが国務長官代理としてジョンソンへ書簡を送付した。その中で、「対日占領の将来に起こり得る諸問題でも、また対日講和条約の立案でも、アメリカが指導権を握ることが最重要である」と強調した上で、日本における国内治安を確保するためにも、またNSC一三/三の第七項に関して国務省と陸軍省が原則面で合意するためにも、「日本の警察力の強化はどの程度まで進展しているのか」その実状を教えてほしいと伝えた。¹⁵⁾ また同日、ウェップから「日本におけるアメリカの安全保障の必要性に関する最近の戦略的評価(Current Strategic Evaluation of U.S. Security Needs in Japan)」と題する覚書がNSC事務局長へ送られ、上記のテーマに関する質問が提示された。¹⁶⁾

六月一四日、ジョンソンはNSC事務局長宛に国務省への回答を寄せた。¹⁷⁾ その中で彼は、日本列島は極東におけるアメリカの安全保障上の利益にとって高い戦略的重要性をもつ、なぜなら地理的に北太平洋の貿易ルートお

よび日本海・東支那海・黄海の出入り口に位置し、もし日本がソ連の支配下に入れば、西太平洋の米軍基地への攻撃基地として用いられる可能性がある、しかも日本の戦略的重要性は、その人的資源と潜在的工業力に基因すると論じ、もし平和条約交渉が近い将来に行われるべきなら、①日本の国内治安軍 (internal security forces) は秩序維持ばかりでなく、攪乱工作防止のためにも十分でなければならない、②現在の国際情勢からすれば、防衛能力のない日本は、戦争という緊急事態に備えて限定的な自衛軍創設の計画があつてしかるべきである、と主張した。

要するに、国防省側は日本の警察力の拡充という第二案はもとより、限定的再軍備計画の即時実施という第一案を改めて前面に掲げたわけである。なおこの文書はNSC四九となつた⁽¹⁸⁾。

こうしてボールは再び国防省から国務省へと投げ返された。

3、再軍備計画をめぐる国務省と国防省・JCS間の対立

この間、警察力の拡充という第二案に関しては、国務省も賛意を示したため、もはやマッカーサーが反対するだけとなった。その結果、陸上・海上の両警察力は順調に強化されていった。たとえば、一九四九年四月四日、アチソンはNSC事務局長宛覚書（主題「NSC一三／一の実施」）の中で、三月二二日にSCAPは日本警察用の三八口径拳銃二万丁を受け取ったことを確認したこと、三八および四五口径拳銃八万六千丁は六か月以内に日本へ船便で届けられることを報告しており、一九四八年当時よりも武装化が進展していた⁽¹⁹⁾。同様、海軍作戦部長のJCS宛六月八日付覚書も、日本の警察は改善された方法により訓練が強化されて組織化が進んでおり、完全な軍隊として必要な小型武器、拳銃は極東軍司令官へ供給されつつある旨を指摘していた⁽²⁰⁾。また日本警察を管轄するG2の公安課でも、警察力の拡充のための会議がほぼ連日行われ、拳銃や軽火器による武装化、あるいは自

動車などの手配を検討していた。⁽²¹⁾ 海上面でも、公安課は九月に海上保安庁に対して、日本の領海外に海上警備艦の航海を認めるか否かで議論し、米海軍と協議した結果、その承認を求める書簡をSCAPへ提出するよう勧告した。⁽²²⁾

恐らくマッカーサーはこのような警察力強化の現状を苦々しい気分で見つめていたであろう。国務省を代表して東京のマッカーサーと常時接触していた政治顧問部(POLAD)のシーボルト(William J. Sebald)は、マッカーサーが「日本の警察は訓練もモラルも非常に改善され、警察に通常該当する問題を十分処理できる」と確信しているが、ピストル以上の武器をもたない警察が、軍隊のような訓練を受けていない警察軍(constabulary)のように期待されるのは「不合理である」と考えている、と七月二六日付のバターウォース宛書簡で伝えている。⁽²³⁾ マッカーサーのワシントンに対する皮肉が込められていたといえよう。

一方、国務省にとっては、先の国防省とJCSが共同で提議してきたNSC一三/三の第四項の変更(つまりNSC四四)にどう対処するか、また六月一四日のNSC四九における限定的自衛軍創設のための計画にどう対応するかが愁眉の問題となっていた。この両問題は、警察力の拡充という問題に比較してはるかに日本の再軍備の本質に関わるため、しかも対日平和条約問題にも深く関わるため、慎重に審議しなければならなかった。八月から一〇月に至る数か月間、国務省側はこの審議のために時間を費やした。

結局前者のNSC四四に関しては、八月から九月にかけてラスクとビショップのラインで準備が進められ、九月一二日、ラスクはかつて四月二九日に作成された文書(主題「戦争ないし緊急事態における日本防衛のための計画」)を改訂した文書をまとめた。⁽²⁴⁾ その要旨は次のとおりであった。

第一に、戦争やそれに類する緊急事態が生じた場合、日本が日本自身の防衛責任を負担する能力をもつことがアメリカの国家的安全保障上重要となろう。NSCは国防省がそのような日本の責任行使を実現させる計画を立

案することは妥当であると考える。第二に、日本の憲法、日本に対する非武装化・非軍事化の取り決め、占領政策の概念、連合国の対日認識の諸観点から、日本再軍備に関する計画はもつとも嚴重な秘密管理を講じるべきである。第三に、日本の将来における安全保障を考慮すれば、平和条約問題に関連したアメリカの政策を固めることである。限定的な日本再軍備計画を実施するためにはNSCが決定する以外にない。

要するに、國務省は国防省が再軍備計画を担ってかまわないが、最高機密として取り扱うこととNSCで最終決定を行うことの条件付きで承認するとの方針であった。いうまでもなく、それは軍部の独走を抑えるための配慮であった。

他方、後者のNSC四九については、バタウウォースとフェアリーとグリーンラインのラインで検討が行われた。バタウウォースはアメリカの対日条約草案に限定的な日本の軍事力に関する規定を明記することに肯定的であったが、フェアリーとグリーンはそれに慎重であったためか、次のような賛否両論を併記した九月二一日付の報告（主題「日本の防衛力」）をバタウウォースに提出した。⁽²⁵⁾

〔賛成論〕

(一)アメリカ単独で日本の安全保障を無限に負担できない。そこでもし日本軍がわれわれの負担を分担することが許可される必要があれば、我々は近い将来に極東諸国に対してこの不快な事実を明確化させることは当然であろう。

(二)日本の安全保障は来る一〇年間にもつとも危険にさらされる可能性が大きい。したがって日本は今や防衛力の創設を許されるべきである。

(三)もし日本がいかなる防衛力も許されないなら、日本に再軍備を許す条約を締結し、ソ連と共産中国に対抗する日本を作る。

〔反対論〕

(一) 平和条約で日本に防衛力を認め、さらに軍需産業を認める考えは、FEC 諸国の考え方と乖離しており、日本にそのような軍事力を許す条約を彼らが受け入れる余地はない。イギリスも同意していない。

(二) 賛成論の右記(二)に反して、もしわが軍が日本に駐留すれば、今後五年から一〇年、日本軍は不要となる。

(三) 日本は防衛のための軍備資源を欠いている。したがって日本の軍備をアメリカが調達しなければならず、毎年日本のための予算を米国議会へ要求することになる。

そしてフェアリーとグリーンは、最後に、「NME は日本が平和条約で防衛力を許されるべきであると規定しておらず、そのような軍隊が占領軍の撤退以前に確立されるべきであると単に規定しているだけである」とのコメントを付した。

以上のように、彼らは平和条約に日本再軍備規定を設けるか否か明確な判断を下せなかった。しかも国防省側は NSC 四九文書において、日本の戦略的重要性を強く認識するがゆえに、「日本の民主主義と西欧志向が疑問の余地がない程度まで確立される」までは、対日平和条約は「時期尚早」であると主張していた。⁽²⁶⁾ こうして国務省は、条約に関する外交交渉を直ちに開始すべきか否か、またその条約に再軍備規定を入れるか否かという二重の選択に苦しまねばならなかったのである。

その後、前者の NSC 四四に関しては、NSC での討議中に『ニューヨーク・タイムズ』紙が、アメリカ政府は日本再軍備案を活発に検討している旨報道したことが問題となり、この秘密漏洩事件をきっかけに軍部の NSC 一三／三を修正する試みは失敗に終わったという。⁽²⁷⁾

他方、後者の NSC 四九に関しては、アチソンが重要な役割を果たすこととなった。彼は九月半ばにイギリスのベビン外相と会談した際、ベビンから、米英間に極東政策に関する協議がなされていないことにイギリス議会から批判があること、来る一九五〇年一月のイギリス連邦会議開催時に対日平和条約草案について同意を得たい

ので、それ以前にアメリカが同草案を提示するよう要請された。そこでアチソンはトルーマン大統領の支持を取り付け、軍部にこの条約草案を慎重に検討させるよう仕向けた。こうして国務省は、一〇四日、国防省側に対して一つの回答を提出した。それが「NSC 四九（日本におけるアメリカの安全保障の必要性に関する今日の戦略的評価）に関する国務省のコメント」（九月三〇日）、すなわちNSC 四九／一であった。⁽²⁸⁾

その要旨は、第一に、日本に関する我々の目的は、日本がソ連を拒絶して西側社会に接近する傾向を維持することであり、そのためには、単にアメリカの軍事能力と意図に依存するばかりでなく、日本国民の指向や態度にも依存する。第二に、国務省は近い将来にソ連が日本を攻撃する場合、JCSの考え方（アメリカの軍事的役割が決定的要素になる）に対して疑いをもっていない。しかしながら国務省は、日本に対する脅威は外部からではなく日本国内から生じるから、早期平和こそが日本の民主主義と西側志向を保証する最善の方法である。第三に、条約後の米軍駐留については、平和条約とは別個の二国間協定で定めるべきである。米軍撤退については、日本に関する防衛取り決めを定めた上でその時期を明示する。第四に、日本の再軍備については平和条約で明示しないが、将来に再軍備を認める余地を残しておく。

以上のように、日本の限定的再軍備問題は、国務省と国防省・軍部の対立を軸にして、NSC 一三／三の修正問題から平和条約問題へと移行していったのである。

- (1) ロイヤル陸軍長官「撤退の意図なし」前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二二五頁参照。
- (2) マッカーサー「日本は東洋のスイスたれ」同右書二二六―二七頁参照。
- (3) 〈TS〉JCS 1380/53: Recommendations with Respect to U.S. Policy Toward Japan, January 4, 1949, NND 943001.
- (4) アイケルバーガー「日本武装警察隊の新設」前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二五七―八頁参照。

- (5) 国防長官のためのメモ、主題「日本の限定的再軍備」同右書二六一―二三頁参照。
- (6) その機能上の実態は不明であるが、各省間の文書に散見する限り、安全保障問題に関する単なる助言機関という機能ばかりでなく、NSC に準じて、安全保障政策決定の最終的承認の権限をもつ重要な政治的機関と見なすことが出来る。
- (7) <TS> NSC 44: Limited Military Armament for Japan, March 11, 1949.
- (8) 「もし貴殿が以上の提議に賛成なら、貴殿からの国務長官宛の覚書原稿をこちらで準備する所存である」との付言に対して、その末尾にバタワースが「そうしてほしい」という書き込みをしている。
- (9) 細谷千博著『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、一九八四年刊)五〇―一頁参照。
- (10) 北東アジア課長(ビショップ)による極東問題局長バタワース宛ての覚書(一九四九・四・一)前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』二六三―五頁参照。
- (11) George H. Butler to McWilliams, April 29, 1949, NND 959005.
- (12) <TS> NSC 13/3: Recommendations with Respect to U. S. Policy Toward Japan, May 6, 1949, NND 943001.
- (13) <TS> A. C. Wedemeyer, Memo for Major General Gruenther, Director, the Joint Staff, Subj: Planning for Limited Japanese Armed Forces, May 18, 1949.
- (14) バタワース「ウェットプあてメモランダム(抄)(一九四九・五・一九)前掲書『戦後日本防衛問題資料集①』一三三―三三頁参照。
- (15) <TS> James E. Webb to Louis A. Johnson, May 23, 1949, in Annex of JCS 1380/63, 25 May 1949, NND 943001.
- (16) <TS> JCS 1380/63: Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan, May 25, 1949, NND 943001.
- (17) <TS> Louis Johnson, Memo for the Executive Secretary, NSC, Subj: Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan, June 14, 1949, NND 943001.
- (18) <TS> NSC 49: Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan, June 15, 1949, NND 943001.
- (19) <TS> JCS 1380/61: Implementation of U. S. Policy toward Japan, April 7, 1949, NND 943001.

- (20) 〈TS〉 Memo by the Chief of Naval Operations to the JCS on Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan, June 8, 1949.
- (21) ナンベツタ 〈Confidential〉 (ズレ 〈C〉 ヲ鑑テ) Raymond C. Graves, to Chief, Public Safety Division, CIS, G-2, Subj: Conferences, July 13, 1949.; Raymond C. Graves, to Chief, Public Safety Division, CIS, G-2, Subj: Conference, July 14, 1949, NND 971641 ナンベツ参照。
- (22) R. B. Janus to Chief, PSD, Subj: Conference, September 29, 1949, NND 775009.
- (23) 〈P/TS〉 W. J. Sebald to W. Walton Butterworth, July 26, 1949.
- (24) 〈TS〉 S/S-S, James Q. Reber to G, Mr. Smith, Subj: Limited Military Armament for Japan, August 15, 1949.; 〈TS〉 Mr. Bishop to Mr. Rusk, Subj: Limited Military Armament for Japan - NSC 44, August 18, 1949, NND 959005; 〈TS〉 Planning for the Defense of Japan in the Event of War or emergency, September 12, 1949, NND 775009.
- (25) 〈TS〉 Japanese Defense Forces, September 21, 1949, NND 913302.
- (26) 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と対日講和」(渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、一九八六年刊所収) 一一一一―一二頁参照。
- (27) 同論文一一〇頁参照。
- (28) 〈TS〉 NSC 49/1: Current Strategic Evaluation of U. S. Security Needs in Japan, October 4, 1949.